平成２１年（フ）第６６５号
神奈川県小田原市飯田岡70番地の２
債務者　大原　壽夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６６６号
神奈川県平塚市東真土１丁目４番６―309号　カサグランデ湘南、前住所神奈川県川崎市川崎区渡田向町14番12―201号　ウイステリアジョイン
債務者　木曽　拓也
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６７８号
神奈川県厚木市愛甲253番地９
債務者　小林　正隆
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６７９号
神奈川県平塚市四之宮２丁目15番12―406号　第一高橋マンション、前住所神奈川県平塚市東八幡１丁目16番46号　コーポハラダ102号
債務者　平田淳一郎
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８８号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目７番地の22　メゾン立春第２　２階、前住所大阪府大東市三箇３丁目９番26号　レオパレスサンビレッジ1112
債務者　日下　加代
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６９３号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋331番地の15
債務者　山下恵理子（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２５１５号
名古屋市港区春田野３丁目902番地の１　メゾン二村Ⅱ201号
債務者　小河　信夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５３９号
名古屋市緑区尾崎山１丁目415番地シャトレ緑ケ丘208号
債務者　小平　良子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄89番地５
債務者　井手上龍一郎
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７００号
大阪市淀川区西中島６丁目10番１号　ストークマンション西中島304号
債務者　郡司　忠直
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７９号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目９番18号　ノバカネイチ233号
債務者　市原　健史
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７８５号
大阪府枚方市山之上４丁目30番35―102号
債務者　砂川　豊
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８８０号
大阪府豊中市南桜塚３丁目１番12―201号
債務者　浦崎　繁
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０５号
大阪市鶴見区今津中１丁目６番12号　シャトー幸福1031号、住民票上の住所大阪市城東区新喜多東１丁目11番14号
債務者　今野　達彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２６６号
大阪府豊中市三和町２丁目１番２―201号
債務者　竹下　正已
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６７０号
大阪市西成区橘３丁目６番22号　仲原マンション２号
債務者　岡部　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部